2　委託契約のあり方及び考慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意するものとする。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努めるものとし、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定めるものとする。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定めるものとする。

3　従事者証の交付

指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第８条の適用除外となり、捕獲等の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。

このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第14条の２第９項において準用する法第９条第８項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従事者等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付することとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施する際には、従事者証を携行させるものとする。

第五　夜間銃猟の実施に関する作業計画

1　夜間銃猟の委託と作業計画の作成

指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、法第14条の２第８項第２号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、法第14条の２第８項第２号に基づき、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。

⑴　夜間銃猟の実施日時

夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を定めるものとする。

⑵　夜間銃猟の実施区域

夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定めるものとする。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定するものとする。

⑶　夜間銃猟の実施方法

夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃猟の実施者等について、定めるものとする。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所及び方向等を可能な限り具体的かつ明確に定めることが望ましい。また、安全性の確保策としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を定めるものとする。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策について定めるよう努めるものとする。

⑷　夜間銃猟をする者

夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名並びに狩猟免許及び銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載した名簿を提出するものとする。

⑸　その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法等）

夜間銃猟を実施する際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる措置や、周辺地域への注意喚起の方法について定めるものとする。具体的には、夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を定めるものとする。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意するものとする。

また、夜間銃猟を実施する地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の合意を得るものとする。

2　夜間銃猟の実施手続

夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて提出するものとする。

都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、夜間銃猟をする者として確認を受けた捕獲従事者に夜間銃猟をさせること。

都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃猟の必要性や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行うものとする。特に、夜間銃猟をする者については、夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認するものとする。

なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等にかんがみ、安全確保の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取するなど、十分な調整を行うものとする。

第六　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証するものとする。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証するものとする。

さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について検討するものとする。

また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成するものとする。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。

国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共有に努めるものとする。